

## ブランド経営分科会セッション

### ◆ ファッションローの現在地と展望 ◆

#### 【概要】

2014年に世界各国のファッション・ローに関する情報の収集や研究を行い、収集したファッション・ローの情報提供を通じて、国内外で活躍できるファッションデザイナーやそのサポート人材の育成を図ることや、模倣品の減少撲滅等を通じて、ファッション産業進展の一助となることを目的として、**Fashion Law Institute Japan**（ファッション・ロー・インスティテュート・ジャパン）が始動し、知財業界の学問的な体系として、ファッションローという言葉が認知されはじめた。併せて、大学、民間企業、ファッション業界においても、ファッションローの勉強会が開催され、書籍出版等もされ、注目度は年々上がっている状況である。

ファッションローの領域は広く、契約法、労働法、製造物責任領域など同業界の特殊性を理解した上で解決しなければならない法的問題は多い。知財分野においては、従来は、前述のとおり、模倣品の撲滅という重要課題があった。このような背景から、アパレル業界の特殊性を考慮したデザイン保護の検討が中心的な課題として研究されていた。例えば、不正競争防止法2条1項各号による保護、著作権による保護の可能性、立体商標の取得の可否などである。近年は商標法4条1項8号における問題や、輸入概念の見直しなど、デザイン保護を超えた幅広い展開をみせている。加えて、最新の事案としては、法律業界全体の課題でもあるXR領域やNFTとの関係におけるファッションローも注目すべきところである。

一方で、ファッション産業の歴史は古く、従前より、知的分野における係争はあり、ブランド保護という形で長年議論されていた。有名ブランドの商標法上の紛争は有名などころである。このように見ても、古くて新しい領域ということもできるのではないだろうか。

本セッションでは、このような歴史を踏まえ、ファッションローの現在地と展望と題して、ファッションローというカテゴリーにおいて議論されてきた問題を総括し、将来を見据えて、どのような論点があり、どのような検討がなされていくと考えられるのかを議論したい。

本セッションのパネリストには、ファッションローという分野で長年実務及び研究を続けてこられている弁護士3名をお招きしている。豊富な実務経験、幅広い研究実績の中から身のある議論を展開できるものと考えている。

## ブランド経営分科会セッション

### ◆ ファッションローの現在地と展望 ◆

#### 【講演者】

ブランド経営分科会

座長：西村雅子（弁理士 弁理士法人大島・西村・宮永商標特許事務所、国際ファッション専門職大学 教授）

津田塾大学大学院 前期課程 修了、国際学修士。一橋大学大学院 知財戦略プログラム 修了、修士（経営法）。東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科 教授を経て、現職。

幹事代表（モデレーター）：小川徹（株式会社 JMDC リスクマネジメント室 法務知財グループ）

日本大学大学院法学研究科知的財産コース修了。Fashion Law Institute Japan 研究員。アパレル企業であるマークスタイラー株式会社での法務部長を経て、現職。

パネリスト（50音順）：

関真也（弁護士・NY州弁護士 関真也法律事務所、上級VR技術者、東海大学総合社会科学研究所客員講師）

ファッションビジネス学会ファッションロー研究部会 部会長、XRコンソーシアム社会的課題WG・メタバースWG・3DスキャンWG各座長、経済産業省「Web3.0時代におけるクリエイターエコノミーの創出に係る研究会」委員。著書に「ファッションロー」（共著、勁草書房、2017年）、「XR・メタバースの知財法務」（中央経済社、2022年）などがある。

中川龍太郎（弁護士 シティライツ法律事務所）

東京大学法学部卒業。早稲田大学大学院法務研究科修了。パリ第2大学法学修士課程修了（LL.M. in European Law）。Fashion Law Institute Japan 研究員。主な著書に『デザイン保護法』（共著、勁草書房、2022年）、『エンタテインメント法実務』（共著、弘文堂、2021年）等がある。

山本真祐子（群馬大学情報学部 講師）

北海道大学法科大学院修了。内田・鮫島法律事務所カウンセラー弁護士、文化ファッション大学院大学非常勤講師、東京大学大学院法学政治学研究科博士課程在学中。主な論文に、「デッドコピー規制における実質的同一性判断：衣服デザインに関する事例分析を通じて」知的財産法政策学研究 58号(2021年)等がある。